

○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（適用範囲）</p> <p>第一条 この規則は、次に掲げる原子炉について適用する。</p> <p>一 試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）</p> <p>二 船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉压力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にある試験研究用等原子炉</p> <p>（定義）</p> <p>第一条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 「燃料体」とは、試験研究用等原子炉に燃料として使用できる形状又は組成の核燃料物質をいう。</p>	<p>（適用範囲）</p> <p>第一条 この省令は、次に掲げる原子炉について適用する。</p> <p>一 試験研究の用に供する原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）</p> <p>二 船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉压力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にあるもの（発電の用に供するものを除く。）</p> <p>（定義）</p> <p>第一条の二 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 「燃料体」とは、原子炉に燃料として使用できる形状又は組成の核燃料物質をいう。</p>

四 (略)

五 「保全区域」とは、試験研究用等原子炉施設の保全のために特に管理を必要とする場所であつて、管理区域以外のものをいう。

六 (略)

七 「放射線業務従事者」とは、試験研究用等原子炉の運転又は利用、試験研究用等原子炉施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものをいう。

(試験研究用等原子炉の設置の許可の申請)

第一条の三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第二十三条第二項の試験研究用等原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 法第二十三条第二項第三号の試験研究用等原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載するものとし、連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力を併せて記載すること。

二 法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

四 (略)

五 「保全区域」とは、原子炉施設の保全のために特に管理を必要とする場所であつて、管理区域以外のものをいう。

六 (略)

七 「放射線業務従事者」とは、原子炉の運転又は利用、原子炉施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものをいう。

(原子炉の設置の許可の申請)

第一条の三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第二十三条第二項の原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 法第二十三条第二項第三号の原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載するものとし、連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力を併せて記載すること。

二 法第二十三条第二項第五号の原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 試験研究用等原子炉施設の位置

(イ) 敷地の面積及び形状（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶の総トン数及び船体の形状並びに附帯陸上施設の敷地の所在地、面積及び形状）

(ロ) 敷地（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、船体及び附帯陸上施設の敷地）内における主要な試験研究用等原子炉施設の位置

ロ 試験研究用等原子炉施設の一般構造

(イ) 耐震構造（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、耐衝突構造）

(ロ) （略）

ハシリ （略）

又 その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備

(イ) （略）

三〇五 （略）

2

前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第十二条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、第六号及び第七号の書類は、附帯陸上施設に係るものに限るものと

イ 原子炉施設の位置

(イ) 敷地の面積及び形状（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶の総トン数及び船体の形状並びに附帯陸上施設の敷地の所在地、面積及び形状）

(ロ) 敷地（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、船体及び附帯陸上施設の敷地）内における主要な原子炉施設の位置

ロ 原子炉施設の一般構造

(イ) 耐震構造（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、耐衝突構造）

(ロ) （略）

ハシリ （略）

又 その他原子炉の附属施設の構造及び設備

(イ) （略）

三〇五 （略）

2

前項の申請書に添付すべき令第十二条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、原子炉を船舶に設置する場合にあつては、第六号及び第七号の書類は、附帯陸上施設に係るものに限るものとする。

する。

- 一 試験研究用等原子炉の使用の目的に関する説明書
- 二 試験研究用等原子炉の熱出力に関する説明書
- 三 (略)
- 四 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
- 五 試験研究用等原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書
- 六 試験研究用等原子炉施設を設置しようとする場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
- 七 試験研究用等原子炉又はその主要な附属施設を設置しようとする地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
- 八 試験研究用等原子炉施設の安全設計に関する説明書
- 九 (略)
- 十 試験研究用等原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される試験研究用等原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
- 十一 (略)

3  
(略)

- 一 原子炉の使用の目的に関する説明書
- 二 原子炉の熱出力に関する説明書
- 三 (略)
- 四 原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
- 五 原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書
- 六 原子炉施設を設置しようとする場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
- 七 原子炉又はその主要な附属施設を設置しようとする地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
- 八 原子炉施設の安全設計に関する説明書
- 九 (略)
- 十 原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
- 十一 (略)

3  
(略)

(変更の許可の申請)

第二条 令第十四条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 令第十四条第三号の変更の内容については、法第二十三条第二項第三号の試験研究用等原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力(連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力及び連続最大熱出力)を記載し、法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、前条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

二 (略)

2 法第二十三条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の変更に係る令第十四条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類(試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、第六号及び第七号の書類は、附帯陸上施設に係るものに限る。)を添付しなければならない。

- 一 変更後における試験研究用等原子炉の使用の目的に関する説明書
- 二 変更後における試験研究用等原子炉の熱出力に関

(変更の許可の申請)

第二条 令第十四条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 令第十四条第三号の変更の内容については、法第二十三条第二項第三号の原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力(連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力及び連続最大熱出力)を記載し、法第二十三条第二項第五号の原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、前条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

二 (略)

2 法第二十三条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の変更に係る令第十四条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、第六号及び第七号の書類は、附帯陸上施設に係るものに限る。)を添付しなければならない。

- 一 変更後における原子炉の使用の目的に関する説明書
- 二 変更後における原子炉の熱出力に関する説明書

する説明書

三 (略)

四 変更後における試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

五 変更に係る試験研究用等原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

六 変更に係る試験研究用等原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

七 変更に係る試験研究用等原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

八 変更後における試験研究用等原子炉施設の安全設計に関する説明書

九 (略)

十 変更後における試験研究用等原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される試験研究用等原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

3 (略)

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第三条 法第二十七条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法(第三条の

三 (略)

四 変更後における原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

五 変更に係る原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

六 変更に係る原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

七 変更に係る原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

八 変更後における原子炉施設の安全設計に関する説明書

九 (略)

十 変更後における原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

3 (略)

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第三条 法第二十七条第一項の規定により、原子炉施設に関する設計及び工事の方法(第三条の七に規定する

七に規定する試験研究用等原子炉施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 (略)

二 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所（試験研究用等原子炉施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る工場又は事業所）の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）

三 次の区分による試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法（試験研究用等原子炉施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）

イ ト (略)

チ その他試験研究用等原子炉の附属施設

四 試験研究用等原子炉施設の変更の場合にあつては、変更の理由

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項（試験研究用等原子炉施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）について計算によつて説明した書類を添付しなければならない。

一 三 (略)

四 試験研究用等原子炉施設の耐震性（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、当該船舶

原子炉施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 (略)

二 原子炉を設置する工場又は事業所（原子炉施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る工場又は事業所）の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）

三 次の区分による原子炉施設に関する設計及び工事の方法（原子炉施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）

イ ト (略)

チ その他原子炉の附属施設

四 原子炉施設の変更の場合にあつては、変更の理由

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項（原子炉施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）について計算によつて説明した書類を添付しなければならない。

一 三 (略)

四 原子炉施設の耐震性（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、当該船舶の耐衝突性を含む。）

の耐衝突性を含む。）

五〇九 (略)

三・四 (略)

(変更の認可の申請)

第三条の二 法第二十七条第二項の規定により、認可を受けた試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 変更に係る前条第一項第三号に掲げる施設の区分による試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法

四 (略)

二・三 (略)

(設計及び工事の方法に係る軽微な変更)

第三条の二の二 法第二十七条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第二十七条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線しゃへい物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更とする。

五〇九 (略)

三・四 (略)

(変更の認可の申請)

第三条の二 法第二十七条第二項の規定により、認可を受けた原子炉施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 変更に係る前条第一項第三号に掲げる施設の区分による原子炉施設に関する設計及び工事の方法

四 (略)

二・三 (略)

(設計及び工事の方法に係る軽微な変更)

第三条の二の二 法第二十七条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第二十七条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線しゃへい物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他原子炉施設の保全上支障のない変更とする。



2 (略)

(使用前検査の申請)

第三条の三 法第二十八条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設の工事(第三条の七に規定する試験研究用等原子炉施設であつて溶接をするものの溶接を除く。)及び性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 (略)

二 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所(試験研究用等原子炉施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る工場又は事業所)の名称及び所在地(船舶にあつては、その船舶の名称)

三 六 (略)

七 申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期

2・3 (略)

(使用前検査の実施)

第三条の四 (略)

一 三 (略)

四 計測制御系統施設、放射線管理施設、原子炉格納施設又はその他の試験研究用等原子炉の附属施設の組立てに関する事項 それぞれの施設が完成したと

2 (略)

(使用前検査の申請)

第三条の三 法第二十八条第一項の規定により、原子炉施設の工事(第三条の七に規定する原子炉施設であつて溶接をするものの溶接を除く。)及び性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 (略)

二 原子炉を設置する工場又は事業所(原子炉施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る工場又は事業所)の名称及び所在地(船舶にあつては、その船舶の名称)

三 六 (略)

七 申請に係る原子炉施設の使用の開始の予定時期

2・3 (略)

(使用前検査の実施)

第三条の四 (略)

一 三 (略)

四 計測制御系統施設、放射線管理施設、原子炉格納施設又はその他の原子炉の附属施設の組立てに関する事項 それぞれの施設が完成したとき。

き。

五 試験研究用等原子炉施設の性能に関する事項 試験研究用等原子炉が臨界に達するとき、熱出力が最大使用熱出力に達するときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

(性能の技術上の基準)

第三条の五 (略)

一 試験研究用等原子炉の停止装置、崩壊熱除去装置及び非常用動力源、非常用制御電源、安全弁、非常用閉鎖装置その他の非常用安全装置が、申請書等及びその添付書類に記載した条件において申請書等及びその添付書類に記載した時間内に確実に動作すること。

二・三 (略)

四 試験研究用等原子炉の内蔵する過剰反応度が、申請書等及びその添付書類に記載した条件において申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。

五 (略)

六 試験研究用等原子炉施設中人の常時立ち入る場所、試験研究用等原子炉の運転中特に立ち入る場所、試験研究用等原子炉の運転停止後一定時間後に立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度が

五 原子炉施設の性能に関する事項 原子炉が臨界に達するとき、熱出力が最大使用熱出力に達するときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

(性能の技術上の基準)

第三条の五 (略)

一 原子炉の停止装置、崩壊熱除去装置及び非常用動力源、非常用制御電源、安全弁、非常用閉鎖装置その他の非常用安全装置が、申請書等及びその添付書類に記載した条件において申請書等及びその添付書類に記載した時間内に確実に動作すること。

二・三 (略)

四 原子炉の内蔵する過剰反応度が、申請書等及びその添付書類に記載した条件において申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。

五 (略)

六 原子炉施設中人の常時立ち入る場所、原子炉の運転中特に立ち入る場所、原子炉の運転停止後一定時間後に立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度が、申請書等及びその添付書類に記載した

、申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。

七・八 (略)

九 試験研究用等原子炉の平常運転時における原子炉格納施設内の圧力及び原子炉格納施設の漏えい率が、申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。

十 反応度パルス運転を行う試験研究用等原子炉にあつては、その積算熱出力が、申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。

(溶接検査を受ける試験研究用等原子炉施設)

第三条の七 法第二十八条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める試験研究用等原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 原子炉冷却系統施設（蒸気タービン及びその附属設備を除く。以下この条において同じ。）  
計測制御系統施設、放射線管理施設又は第一条の三第一項第二号又の規定する試験研究用等原子炉の附属施設（非常用電源設備を除く。以下「主要実験設備等」という。）に属する容器であつて非常時に安全装置として使用されるもの

三〇八 (略)

値以下であること。

七・八 (略)

九 原子炉の平常運転時における原子炉格納施設内の圧力及び原子炉格納施設の漏えい率が、申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。

十 反応度パルス運転を行う原子炉にあつては、その積算熱出力が、申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること

(溶接検査を受ける原子炉施設)

第三条の七 法第二十八条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 原子炉冷却系統施設（蒸気タービン及びその附属設備を除く。以下この条において同じ。）  
計測制御系統施設、放射線管理施設又は第一条の三第一項第二号又の規定する原子炉の附属施設（非常用電源設備を除く。以下「主要実験設備等」という。）に属する容器であつて非常時に安全装置として使用されるもの

三〇八 (略)

(溶接検査の申請)

第三条の八 法第二十八条の二第一項の規定により前条に規定する試験研究用等原子炉施設の溶接について検査を受けようとする者は、法第六十五条第一項に規定する独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）の事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

(溶接の方法の認可)

第三条の十一 法第二十八条の二第二項の認可を受けようとする者は、溶接施工工場ごとに（船舶に設置する試験研究用等原子炉施設に係る溶接の方法にあつては、溶接施工工場ごとに、かつ、船舶ごとに）、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 試験研究用等原子炉施設を船舶に設置する場合にあつては、その船舶の名称

四 (略)

2 3 4 (略)

(輸入品の溶接検査)

第三条の十二 法第二十八条の二第四項の規定により溶接をした第三条の七に規定する試験研究用等原子炉施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受

(溶接検査の申請)

第三条の八 法第二十八条の二第一項の規定により前条に規定する原子炉施設の溶接について検査を受けようとする者は、法第六十五条第一項に規定する独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）の事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

(溶接の方法の認可)

第三条の十一 法第二十八条の二第二項の認可を受けようとする者は、溶接施工工場ごとに（船舶に設置する原子炉施設に係る溶接の方法にあつては、溶接施工工場ごとに、かつ、船舶ごとに）、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 原子炉施設を船舶に設置する場合にあつては、その船舶の名称

四 (略)

2 3 4 (略)

(輸入品の溶接検査)

第三条の十二 法第二十八条の二第四項の規定により溶接をした第三条の七に規定する原子炉施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする

けようとする者は、法第六十五条第一項に規定する機構の事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

(施設定期検査を受ける試験研究用等原子炉の附属施設)

第三条の十四 令第十六条の原子力規制委員会規則で定める試験研究用等原子炉の附属施設は、非常用電源設備及びブループ照射設備とする。

(施設定期検査の申請)

第三条の十五 法第二十九条第一項の規定により試験研究用等原子炉施設の性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 (略)

二 試験研究用等原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地(船舶にあつては、その船舶の名称)

三 検査を受けようとする試験研究用等原子炉施設の名

四 (略)

2・3 (略)

(施設定期検査の技術上の基準)

者は、法第六十五条第一項に規定する機構の事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

(施設定期検査を受ける原子炉の附属施設)

第三条の十四 令第十六条の原子力規制委員会規則で定める原子炉の附属施設は、非常用電源設備及びブループ照射設備とする。

(施設定期検査の申請)

第三条の十五 法第二十九条第一項の規定により原子炉施設の性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 (略)

二 原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地(船舶にあつては、その船舶の名称)

三 検査を受けようとする原子炉施設の名

四 (略)

2・3 (略)

(施設定期検査の技術上の基準)

第三条の十七 (略)

一 (略)

二 試験研究用等原子炉施設の耐圧、耐放射線その他の性能が、法第二十八条の使用前検査において原子力規制委員会が合格と認めた状態に維持されていること。

(運転計画)

第四条 法第三十条の規定による試験研究用等原子炉の運転計画（船舶に設置する試験研究用等原子炉に係るものを除く。）は、試験研究用等原子炉ごとに、別記様式第一により作成するものとし、運転開始の予定の日の属する年度（毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）以後毎年度、当該年度の四月一日を始期とする三年間の運転計画を当該年度の前年度の一月三十一日までに届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度の前年度の二月

一日から当該年度の三月三十一日までに試験研究用等原子炉の設置の許可を受け、その期間内に運転を開始する場合にあつては、試験研究用等原子炉の設置の許可を受けて後すみやかに届け出るものとする。

3 前二項の運転計画を変更したときは、その変更に係る運転計画を変更の日から三十日以内に、試験研究用等原子炉ごとに、別記様式第一により作成し、届け出

第三条の十七 (略)

一 (略)

二 原子炉施設の耐圧、耐放射線その他の性能が、法第二十八条の使用前検査において原子力規制委員会が合格と認めた状態に維持されていること。

(運転計画)

第四条 法第三十条の規定による原子炉の運転計画（発電の用に供する原子炉及び船舶に設置する原子炉に係るものを除く。）は、原子炉ごとに、別記様式第一により作成するものとし、運転開始の予定の日の属する年度（毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）以後毎年度、当該年度の四月一日を始期とする三年間の運転計画を当該年度の前年度の一月三十一日までに届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度の前年度の二月

一日から当該年度の三月三十一日までに原子炉の設置の許可を受け、その期間内に運転を開始する場合にあつては、原子炉の設置の許可を受けて後すみやかに届け出るものとする。

3 前二項の運転計画を変更したときは、その変更に係る運転計画を変更の日から三十日以内に、原子炉ごとに、別記様式第一により作成し、届け出るものとする

るものとする。

4 (略)

(合併の認可の申請)

第五条 (略)

一 (略)

二 試験研究用等原子炉の設置に係る工場又は事業所の名称及び所在地(船舶にあつては、その船舶の名称)

三 三六 (略)

2 (略)

一 (略)

二 合併の当事者の一方が試験研究用等原子炉設置者でない場合にあつては、その法人の定款及び登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 三四 (略)

3 (略)

(許可の取消)

第五条の二 法第三十三条第一項に規定する期間は、熱出力が百キロワット以下の試験研究用等原子炉の場合においては法第二十三条第一項の許可を受けた後二年、熱出力が百キロワットをこえる試験研究用等原子炉の場合においては法第二十三条第一項の許可を受けた

4 (略)

(合併の認可の申請)

第五条 (略)

一 (略)

二 原子炉の設置に係る工場又は事業所の名称及び所在地(船舶にあつては、その船舶の名称)

三 三六 (略)

2 (略)

一 (略)

二 合併の当事者の一方が原子炉設置者でない場合にあつては、その法人の定款及び登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 三四 (略)

3 (略)

(許可の取消)

第五条の二 法第三十三条第一項に規定する期間は、熱出力が百キロワット以下の原子炉の場合においては法第二十三条第一項の許可を受けた後二年、熱出力が百キロワットをこえる原子炉の場合においては法第二十三条第一項の許可を受けた後五年とする。

後五年とする。

(記録)

第六条 法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 試験研究用等原子炉施設の検査記録 イゝハ (略) 二 運転記録 イゝニ (略) ホ 試験研究用等原子炉(法第四十三条の三の二第ニ項の認可を受けたものを除く。)に使用している冷却材及び減速材(流体の場合に限る。)の純度並びにこれらの毎日の補給量	(略)	(略)
へ 試験研究用等原子炉	(略)	(略)

(記録)

第六条 法第三十四条の規定による記録は、原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 原子炉施設の検査記録 イゝハ (略) 二 運転記録 イゝニ (略) ホ 原子炉(法第四十三条の三の二第ニ項の認可を受けたものを除く。)に使用している冷却材及び減速材(流体の場合に限る。)の純度並びにこれらの毎日の補給量	(略)	(略)
へ 原子炉(臨界実験装置)	(略)	(略)



<p>臨界実験装置を除く。） 内における燃料体の配置</p>	<p>ト 試験研究用等原子炉（ 臨界実験装置に限る。） 内における燃料体、減速 材、反射材及び原子核分 裂の連鎖反応の反応度を 変化させる実験のために 挿入する物質の種類、数 量及び配置</p>	<p>チヌヌ （略）</p>	<p>三 燃料体の記録</p>	<p>イ （略）</p>	<p>ロ 試験研究用等原子炉へ の燃料体の種類別の挿入 量</p>	<p>ハトト （略）</p>	<p>四 （略）</p>	<p>イハハ （略）</p>	<p>ニ 放射線業務従事者の四 月一日を始期とする一年 間の線量、女子（妊娠不 能と診断された者及び妊 娠の意思のない旨を試験 研究用等原子炉設置者に</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>を除く。）内における燃 料体の配置</p>	<p>ト 原子炉（臨界実験装置 に限る。）内における燃 料体、減速材、反射材及 び原子核分裂の連鎖反応 の反応度を変化させる実 験のために挿入する物質 の種類、数量及び配置</p>	<p>チヌヌ （略）</p>	<p>三 燃料体の記録</p>	<p>イ （略）</p>	<p>ロ 原子炉への燃料体の種 類別の挿入量</p>	<p>ハトト （略）</p>	<p>四 （略）</p>	<p>イハハ （略）</p>	<p>ニ 放射線業務従事者の四 月一日を始期とする一年 間の線量、女子（妊娠不 能と診断された者及び妊 娠の意思のない旨を原子 炉設置者に書面で申し出</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>書面で申し出た者を除く。          )の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により試験研究用等原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなつた女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量</p>	<p>五          ホ↵ヌ (略)          保守記録</p> <p>イ          試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名(法第四十三條の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉にあつては点検の状況を除く。)</p>	<p>(略)</p>	<p>毎日一回(法第四十三條の三の二第二項の認可を受け</p>
<p>その子炉及び附属</p>	<p>た試験研究用等原子炉</p>	<p>(略)</p>	<p>た者を除く。)の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなつた女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量</p>

(略) (略)

<p>た者を除く。)の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなつた女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量</p>	<p>五          ホ↵ヌ (略)          保守記録</p> <p>イ          原子炉施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名(法第四十三條の三の二第二項の認可を受けた原子炉にあつては点検の状況を除く。)</p>	<p>(略)</p>	<p>毎日一回(法第四十三條の三の二第二項の認可を受け</p>
<p>内に核燃</p>	<p>た原子炉</p>	<p>(略)</p>	<p>た者を除く。)の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなつた女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量</p>

(略) (略)

<p>イ 試験研究用等原子炉施設における放射線の利用記録</p> <p>ロ 試験研究用等原子炉施設に挿入された物質の種類及び量</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 試験研究用等原子炉施設に挿入された物質の種類及び量</p>	<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>	<p>試験研究用等原子炉施設における放射線の利用記録</p> <p>試験研究用等原子炉施設に挿入された物質の種類及び量</p> <p>試験研究用等原子炉施設等の事故記録</p> <p>イ (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>施設内に核燃料物質が存在しない場合は、毎週一回)</p>
<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>
<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>	<p>原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名</p> <p>原子炉施設における放射線の利用記録</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 原子炉に挿入された物質の種類及び量</p> <p>原子炉施設等の事故記録</p> <p>イ (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>核燃料物質が存在しない場合は、毎週一回)</p>
<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>

九 (略)	(略)	(略)
十 第十四条の二の規定による試験研究用等原子炉施設の定期的な評価の結果	(略)	(略)
イ、ハ (略)	(略)	(略)
十一・十二 (略)	(略)	(略)

2 4 (略)

5 第一項の表第四号ニからへまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなつた場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において試験研究用等原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。

6 試験研究用等原子炉設置者は、第一項の表第四号ニの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならぬ。

7 9 (略)

(管理区域への立入制限等)

第七条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

九 (略)	(略)	(略)
十 第十四条の二の規定による原子炉施設の定期的な評価の結果	(略)	(略)
イ、ハ (略)	(略)	(略)
十一・十二 (略)	(略)	(略)

2 4 (略)

5 第一項の表第四号ニからへまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなつた場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。

6 原子炉設置者は、第一項の表第四号ニの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。

7 9 (略)

(管理区域への立入制限等)

第七条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一〇三 (略)

(線量等に関する措置)

第八条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、試験研究用等原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、試験研究用等原子炉の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある試験研究用等原子炉施設の損傷が生じた場合等緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者に限る。)をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業に従事させることができる。

(試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検)

第九条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、毎日一回以上、従業者に試験研究用等原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一〇三 (略)

一〇三 (略)

(線量等に関する措置)

第八条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、原子炉の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある原子炉施設の損傷が生じた場合等緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を原子炉設置者に書面で申し出た者に限る。)をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業に従事させることができる。

(原子炉施設の巡視及び点検)

第九条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、毎日一回以上、従業者に原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一〇三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、試験研究用等原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が試験研究用等原子炉施設内に存在する場合は毎日一回以上）、従業者に試験研究用等原子炉施設について巡視させなければならない。

（試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査）

第十条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一 （略）

二 試験研究用等原子炉施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を法第二十九条第一項の検査を受ける時期ごとに行うこと。

三 （略）

2 前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を廃止措置計画においてそれらの機能を維持すべきとした期間中、年一回行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉については、原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が原子炉施設内に存在する場合は毎日一回以上）、従業者に原子炉施設について巡視させなければならない。

（原子炉施設の施設定期自主検査）

第十条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、次の各号に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一 （略）

二 原子炉施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を法第二十九条第一項の検査を受ける時期ごとに行うこと。

三 （略）

2 前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉については、原子炉設置者は、次の各号に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一 原子炉施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を廃止措置計画においてそれらの機能を維持すべきとした期間中、年一回行うこと。

二 (略)

(試験研究用等原子炉の運転)

第十一条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる試験研究用等原子炉の運転に関する措置を採らなければならない。

- 一 試験研究用等原子炉の運転に必要な知識を有する者に行わせること。
- 二 試験研究用等原子炉の運転に必要な構成人員がそろっているときでなければ運転を行わないこと。
- 三 六 (略)
- 七 試験研究用等原子炉の運転の訓練のために運転を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせること。

(工場又は事業所内の運搬)

第十二条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。以下この条、第十四条及び第十六条の四において同じ。)において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

- 一 十 (略)
- 二 三 (略)

4 試験研究用等原子炉設置者は、核燃料物質等の運搬

二 (略)

(原子炉の運転)

第十一条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、次の各号に掲げる原子炉の運転に関する措置を採らなければならない。

- 一 原子炉の運転に必要な知識を有する者に行わせること。
- 二 原子炉の運転に必要な構成人員がそろっているときでなければ運転を行わないこと。
- 三 六 (略)
- 七 原子炉の運転の訓練のために運転を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせること。

(工場又は事業所内の運搬)

第十二条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。以下この条、第十四条及び第十六条の四において同じ。)において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

- 一 十 (略)
- 二 三 (略)

4 原子炉設置者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃

に關し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に關する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

（貯蔵）

第十三条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる核燃料物質の貯蔵に關する措置を採らなければならない。

一 四 （略）

（工場又は事業所内の廃棄）

第十四条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に關し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 四 （略）

（防護措置）

料物質等の工場又は事業所の外における運搬に關する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を原子炉施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

（貯蔵）

第十三条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、次の各号に掲げる核燃料物質の貯蔵に關する措置を採らなければならない。

一 四 （略）

（工場又は事業所内の廃棄）

第十四条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に關し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 四 （略）

（防護措置）



第十四条の三 法第三十五条第二項の規定により、試験  
研究用等原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定  
核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げ  
る措置を採らなければならない。

2 (略)

一〇十二 (略)

十三 試験研究用等原子炉施設及び特定核燃料物質の  
防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報  
システムは、電気通信回線を通じて、妨害行為又は  
破壊行為を受けることがないように、電気通信回線  
を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセ  
スを遮断すること。

十四〇二十二 (略)

3〇6 (略)

(国土交通大臣に対する通知事項)

第十四条の五 (略)

一 試験研究用等原子炉の使用する熱出力の限度

二・三 (略)

四 その他核燃料物質等又は試験研究用等原子炉によ  
る災害を防止するために原子力規制委員会が必要と  
認める事項

(保安規定)

第十五条 (略)

第十四条の三 法第三十五条第二項の規定により、原子  
炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の  
区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採ら  
なければならない。

2 (略)

一〇十二 (略)

十三 原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために  
必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、  
電気通信回線を通じて、妨害行為又は破壊行為を受  
けることがないように、電気通信回線を通じた当該  
情報システムに対する外部からのアクセスを遮断す  
ること。

十四〇二十二 (略)

3〇6 (略)

(国土交通大臣に対する通知事項)

第十四条の五 (略)

一 原子炉の使用する熱出力の限度

二・三 (略)

四 その他核燃料物質等又は原子炉による災害を防止  
するために原子力規制委員会が必要と認める事項

(保安規定)

第十五条 (略)

- 一 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。
- 二 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉を利用する者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるものイ・ロ (略)
- (1) (略)
- (2) 試験研究用等原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。
- (3) (略)
- (5) (略)
- ハ その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に關し必要な事項
- 三 試験研究用等原子炉施設の運転に關すること。
- 四 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に關すること。
- 五 試験研究用等原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材等の配置及び配置替えの手續に關すること。
- 六 九 (略)
- 十 試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に關すること。
- 十一 試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査に關すること（保安上特に管理を必要とする設備の特定を含む。）。
- 十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定

- 一 原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に關すること。
- 二 原子炉施設の運転及び管理を行う者その他原子炉を利用する者に対する保安教育に關することであつて次に掲げるものイ・ロ (略)
- (1) (略)
- (2) 原子炉施設の構造、性能及び運転に關すること。
- (3) (略)
- (5) (略)
- ハ その他原子炉施設に係る保安教育に關し必要な事項
- 三 原子炉施設の運転に關すること。
- 四 原子炉施設の運転及び利用の安全審査に關すること。
- 五 原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材等の配置及び配置替えの手續に關すること。
- 六 九 (略)
- 十 原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に關すること。
- 十一 原子炉施設の施設定期自主検査に關すること（保安上特に管理を必要とする設備の特定を含む。）。
- 十六 原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を

の遵守状況を含む。)に関する記録に関すること。  
十七 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関すること。

十八・十九 (略)

2 (略)

(保安規定の遵守状況の検査)

第十五条の二 法第三十七条第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、廃止措置の実施の状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 (略)

一 四 (略)

(試験研究用等原子炉の譲受けの許可の申請)

第十五条の三 (略)

一 令第十九条第一項第四号の試験研究用等原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載するものとし、連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力を併せて記載すること。

二 令第十九条第一項第六号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備については、第一条の三第一項第二号に掲げる区分によつて記載すること。

含む。)に関する記録に関すること。

十七 原子炉施設の定期的な評価に関すること。

十八・十九 (略)

2 (略)

(保安規定の遵守状況の検査)

第十五条の二 法第三十七条第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉については、廃止措置の実施の状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 (略)

一 四 (略)

(原子炉の譲受けの許可の申請)

第十五条の三 (略)

一 令第十九条第一項第四号の原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載するものとし、連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力を併せて記載すること。

二 令第十九条第一項第六号の原子炉施設の位置、構造及び設備については、第一条の三第一項第二号に掲げる区分によつて記載すること。

三 令第十九条第一項第七号の試験研究用等原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。

四 (略)

2 (略)

一 試験研究用等原子炉の使用の目的に関する説明書

二 試験研究用等原子炉の熱出力に関する説明書

三 試験研究用等原子炉の運転の開始の予定時期を記載した書類

四 試験研究用等原子炉の譲受けに要する資金の額及び調達計画を記載した書類

五 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

六 試験研究用等原子炉施設の運転に関する技術的能力に関する説明書

七 試験研究用等原子炉施設の安全設計に関する説明書

八 (略)

九 試験研究用等原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される試験研究用等原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書  
十 法人にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 令第十九条第一項第七号の原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。

四 (略)

2 (略)

一 原子炉の使用の目的に関する説明書

二 原子炉の熱出力に関する説明書

三 原子炉の運転の開始の予定時期を記載した書類

四 原子炉の譲受けに要する資金の額及び調達計画を記載した書類

五 原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

六 原子炉施設の運転に関する技術的能力に関する説明書

七 原子炉施設の安全設計に関する説明書

八 (略)

九 原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書  
十 法人にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

3 (略)

(試験研究用等原子炉主任技術者の選任等)

第十六条 法第四十条第一項の規定による試験研究用等原子炉主任技術者の選任は、試験研究用等原子炉ごとに行うものとする。ただし、同一の工場又は事業所(船舶にあつては、その船舶)における同一型式の試験研究用等原子炉については、兼任することを妨げない。

2 (略)

(核物質防護規定)

第十六条の二 (略)

一 一十七 (略)

十八 その他試験研究用等原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護に關し必要な事項

2 前項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。ただし、次に掲げる試験研究用等原子炉に係る申請をする場合には、正本一通及び副本二通とする。

一 第一条第二号に掲げる試験研究用等原子炉

二 試験研究用等原子炉であつて前号に規定するもの以外のものうち令第六十三条第一項の表第二号の原子力規制委員会が告示で定めるもの

(核物質防護管理者の要件)

3 (略)

(原子炉主任技術者の選任等)

第十六条 法第四十条第一項の規定による原子炉主任技術者の選任は、原子炉ごとに行うものとする。ただし、同一の工場又は事業所(船舶にあつては、その船舶)における同一型式の原子炉については、兼任することを妨げない。

2 (略)

(核物質防護規定)

第十六条の二 (略)

一 一十七 (略)

十八 その他原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護に關し必要な事項

2 前項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。ただし、次に掲げる原子炉に係る申請をする場合には、正本一通及び副本二通とする。

一 第一条第二号に掲げる原子炉

二 原子炉であつて前号に規定するもの以外のものうち令第六十三条第一項の表第二号の原子力規制委員会が告示で定めるもの

(核物質防護管理者の要件)

第十六条の四 (略)

- 一 試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することができる地位にあること。
- 二・三 (略)

(廃止措置として行うべき事項)

第十六条の五 法第四十三条の三の二第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、試験研究用等原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第六条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

(廃止措置計画の認可の申請)  
第十六条の六 (略)

- 一 解体する試験研究用等原子炉施設及びその解体の方法
- 二 二 四 (略)
- 一・二 (略)
- 三 廃止措置の工事上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災その他の災害があつた場合に発生すると想定される試験研究用等原子炉の事故の種類

第十六条の四 (略)

- 一 原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することができる地位にあること。
- 二・三 (略)

(廃止措置として行うべき事項)

第十六条の五 法第四十三条の三の二第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第六条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

(廃止措置計画の認可の申請)  
第十六条の六 (略)

- 一 解体する原子炉施設及びその解体の方法
- 二 二 四 (略)
- 一・二 (略)
- 三 廃止措置の工事上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災その他の災害があつた場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響

、程度、影響等に関する説明書

四 (略)

3 (略)

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第十六条の八 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第四十三条の三の二第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線しやへい物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更とする。

2 (略)

(廃止措置計画の認可の基準)

第十六条の九 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものであることとする。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第十六条の十 (略)

一・二 (略)

等に関する説明書

四 (略)

3 (略)

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第十六条の八 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第四十三条の三の二第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線しやへい物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他原子炉施設の保全上支障のない変更とする。

2 (略)

(廃止措置計画の認可の基準)

第十六条の九 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止上支障がないものであることとする。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第十六条の十 (略)

一・二 (略)

三 試験研究用等原子炉施設の解体の結果  
四〇六 (略)

2 (略)

(許可の取消し等に伴う措置)

第十六条の十二 第十六条の六から第十六条の八まで及び第十六条の十の規定は、旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置について準用する。

2 (略)

(表略)

(旧試験研究用等原子炉設置者等が廃止措置計画を申請する期限)

第十六条の十三 (略)

(事故故障等の報告)

第十六条の十四 法第六十二条の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 (略)

二 試験研究用等原子炉の運転中において、試験研究用等原子炉施設の故障により、試験研究用等原子炉の運転が停止したとき又は試験研究用等原子炉の運

三 原子炉施設の解体の結果  
四〇六 (略)

2 (略)

(許可の取消し等に伴う措置)

第十六条の十二 第十六条の六から第十六条の八まで及び第十六条の十の規定は、旧原子炉設置者等の廃止措置について準用する。

2 (略)

(表略)

(旧原子炉設置者等が廃止措置計画を申請する期限)

第十六条の十三 (略)

(事故故障等の報告)

第十六条の十四 法第六十二条の三の規定により、原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 (略)

二 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となつたとき(原子炉施設の



転を停止することが必要となつたとき（試験研究用等原子炉施設の故障の原因が明らかであり、かつ、試験研究用等原子炉の運転に支障が生じるおそれがないときを除く。）。

三 試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障により、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき（前号に掲げる場合を除く。）。

四 試験研究用等原子炉施設の故障により、気体状の放射性廃棄物の排気施設又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

五 八（略）

九 試験研究用等原子炉施設の故障により、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。

十（略）

十一 前各号のほか、試験研究用等原子炉施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

故障の原因が明らかであり、かつ、原子炉の運転に支障が生じるおそれがないときを除く。）。

三 原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障により、原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき（前号に掲げる場合を除く。）。

四 原子炉施設の故障により、気体状の放射性廃棄物の排気施設又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

五 八（略）

九 原子炉施設の故障により、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。

十（略）

十一 前各号のほか、原子炉施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(危険時の措置)

第十七条 法第六十四条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。)は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならぬ。

一 試験研究用等原子炉施設に火災が起り、又は試験研究用等原子炉施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 (略)

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、試験研究用等原子炉施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 六 (略)

(報告の徴収)

第十八条 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉を設置した工場又は事業所(船舶にあつては、その船舶)ごとに、別記様式第二による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該

(危険時の措置)

第十七条 法第六十四条第一項の規定により、原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。)は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。

一 原子炉施設に火災が起り、又は原子炉施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 (略)

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、試験研究用等原子炉施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 六 (略)

(報告の徴収)

第十八条 原子炉設置者は、原子炉を設置した工場又は事業所(船舶にあつては、その船舶)ごとに、別記様式第二による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原

2  
(略)  
期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しな  
ければならない。

2  
(略)  
子力規制委員会に提出しなければならない。

○核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（溶接検査を要しない場合）            第二条の九（略）            一・二（略）            三 使用施設に属する容器又は管であつて、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第一条の三第一項第二号又の規定する試験研究用等原子炉の附属施設のうち的主要な実験設備として法第二十八条の二第一項又は第四項の検査に合格したものを使用する場合</p>	<p>（溶接検査を要しない場合）            第二条の九（略）            一・二（略）            三 使用施設に属する容器又は管であつて、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第一条の三第一項第二号又の規定する原子炉の附属施設のうち的主要な実験設備として法第二十八条の二第一項又は第四項の検査に合格したものを使用する場合</p>

改正案	現行
<p>(定義)            第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。            一 一五 (略)            十六 サイト 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める区域をいう。ただし、当該区域が同一の工場又は事業所内に複数存在する場合にあつては、当該区域のうち二以上のものを含む区域を一のサイトとすることができる。            イ 加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者（廃棄物管理事業を行う者に限る。）又は使用者（実効値の合計が一以上のプルトニウム、ウラン又はトリウム及びその化合物を取り扱う者に限る。）加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設又は使用施設等（以下「加工施設等」という。）ごとにそれぞれ設定された管理区域及び周辺監視区域（周辺監視区域の外側の場所においても加工施設等が設置されている場合にあつては、当該加工施設等の区</p>	<p>(定義)            第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。            一 一五 (略)            十六 サイト 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める区域をいう。ただし、当該区域が同一の工場又は事業所内に複数存在する場合にあつては、当該区域のうち二以上のものを含む区域を一のサイトとすることができる。            イ 加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者（廃棄物管理事業を行う者に限る。）又は使用者（実効値の合計が一以上のプルトニウム、ウラン又はトリウム及びその化合物を取り扱う者に限る。）加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設又は使用施設等（以下「加工施設等」という。）ごとにそれぞれ設定された管理区域及び周辺監視区域（周辺監視区域の外側の場所においても加工施設等が設置されている場合にあつては、当該加工施設等の区域を含むものとし、周辺監視区域に隣接し又は近接した場所におい</p>

域を含むものとし、周辺監視区域に隣接し又は近接した場所において国際特定活動に係る施設その他の加工施設等と密接な関連を有する施設が設置されている場合にあつては、当該施設の区域を含むものとする。）

ロ (略)

(国際規制物資の使用の届出)

第一条の三 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者又は使用者は、国際規制物資を製錬の事業の用に供し、加工の事業の用に供し、原子炉の設置若しくは運転の用に供し、再処理の事業の用に供し、又は法第五十二条第一項の許可を受けた使用の目的に使用しようとするときは法第六十一条の三第四項の規定により、その都度、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一 一四 (略)

2 (略)

(旧製錬事業者等の国際規制物資の使用の届出等)

第一条の六 旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、

て国際特定活動に係る施設その他の加工施設等と密接な関連を有する施設が設置されている場合にあつては、当該施設の区域を含むものとする。）

ロ (略)

(国際規制物資の使用の届出)

第一条の三 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者又は使用者は、国際規制物資を製錬の事業の用に供し、加工の事業の用に供し、原子炉の設置若しくは運転の用に供し、再処理の事業の用に供し、又は法第五十二条第一項の許可を受けた使用の目的に使用しようとするときは法第六十一条の三第四項の規定により、その都度、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一 一四 (略)

2 (略)

(旧製錬事業者等の国際規制物資の使用の届出等)

第一条の六 旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、法

旧再処理事業者等又は旧使用者等は、法第十二条の七第九項（法第二十二條の九第五項、法第四十三條の三の三第四項、法第四十三條の三の三十三第四項、法第五十一條第四項及び法第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を使用しようとするときは、法第六十一條の三第七項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、法第十條若しくは法第四十六條の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは法第二十條、法第三十三條第一項若しくは第二項、法第四十三條の三の二十第一項若しくは第二項又は法第五十六條の規定により加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

一～四 (略)

2 (略)

(記録)

第四条 国際規制物資を使用している者（国際規制物資

第十二條の七第九項（法第二十二條の九第五項、法第四十三條の三の三第四項、法第五十一條第四項及び法第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を使用しようとするときは、法第六十一條の三第七項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、法第十條若しくは法第四十六條の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは法第二十條、法第三十三條第一項若しくは第二項若しくは法第五十六條の規定により加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一～四 (略)

2 (略)

(記録)

第四条 国際規制物資を使用している者（国際規制物資

を使用している製錬事業者（旧製錬事業者等を含む。以下同じ。））、加工事業者（旧加工事業者等を含む。以下同じ。））、試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。以下同じ。））、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。以下同じ。））、再処理事業者（旧再処理事業者等を含む。以下同じ。））、使用者（旧使用者等を含む。以下同じ。））、並びに原子力利用国際規制物資使用者（国際規制物資使用者（旧国際規制物資使用者等を含む。以下同じ。）のうち、追加議定書第十八条に規定する核燃料サイクル関連の研究開発活動において核燃料物質を使用する者をいう。以下同じ。）及び非原子力利用国際規制物資使用者（国際規制物資使用者のうち、原子力利用国際規制物資使用者以外の者をいう。以下同じ。））、国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。以下同じ。））並びに国際規制物資を廃棄している廃棄事業者（旧廃棄事業者等を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、法第六十一条の七の規定により、国際規制物資の使用（使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。以下同じ。））に關し、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあつては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあつては発電用原子炉）ごとに、次表の区分の欄に掲げる者の区分に応じ、同表の記録事項

を使用している製錬事業者（旧製錬事業者等を含む。以下同じ。））、加工事業者（旧加工事業者等を含む。以下同じ。））、原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。以下同じ。））、再処理事業者（旧再処理事業者等を含む。以下同じ。））、使用者（旧使用者等を含む。以下同じ。））並びに原子力利用国際規制物資使用者（国際規制物資使用者（旧国際規制物資使用者等を含む。以下同じ。）のうち、追加議定書第十八条に規定する核燃料サイクル関連の研究開発活動において核燃料物質を使用する者をいう。以下同じ。））及び非原子力利用国際規制物資使用者（国際規制物資使用者のうち、原子力利用国際規制物資使用者以外の者をいう。以下同じ。））、国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。以下同じ。））並びに国際規制物資を廃棄している廃棄事業者（旧廃棄事業者等を含む。以下同じ。））をいう。以下同じ。）は、法第六十一条の七の規定により、国際規制物資の使用（使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。以下同じ。））に關し、工場又は事業所（原子炉設置者にあつては、原子炉）ごとに、次表の区分の欄に掲げる者の区分に応じ、同表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ、同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従つて記録し、及び同表の保存期間の欄に掲げる期間これを保存しておかなければ



の欄に掲げる事項について、それぞれ、同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って記録し、及び同表の保存期間の欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

(表略)

2  
～  
8 (略)

ならない。

(表略)

2  
～  
8 (略)

○試験研究の用に供する発電用原子炉の運転計画に関する規則（昭和三十八年総理府・通商産業省令第一号）

（第四条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「法」という。）<u>第三十条の規定による試験研究の用に供する原子炉であつて発電用原子炉</u>（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するものを除く。以下「原子炉」という。）の運転計画は、原子炉ごとに、別記様式により作成するものとし、運転開始の予定の日の属する年度（毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）以後毎年度、当該年度の四月一日を始期とする三年間の運転計画を当該年度の前年度の一月三十一日までに届け出るものとする。</p> <p>2 3 4 （略）</p>	<p>1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「法」という。）<u>第三十条の規定による試験研究の用に供する原子炉であつて発電の用に供するもの</u>（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。以下「原子炉」という。）の運転計画は、原子炉ごとに、別記様式により作成するものとし、運転開始の予定の日の属する年度（毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）以後毎年度、当該年度の四月一日を始期とする三年間の運転計画を当該年度の前年度の一月三十一日までに届け出るものとする。</p> <p>2 3 4 （略）</p>

○船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉であつて研究開発段階にあるものの運転計画に関する規則

(昭和四十七年総理府・運輸省令第二号)(第五条関係)(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第三十条の規定による原子炉の運転計画のうち、船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉(減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉压力容器の外部にあるものをいう。)であつて研究開発段階にある試験研究用等原子炉(以下「原子炉」という。)に係るものは、原子炉ごとに、別記様式により作成するものとし、運転開始の予定の日の属する年度(毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。)以後毎年度、当該年度の四月一日を始期とする三年間の運転計画を当該年度の前年度の一月三十一日までに届け出るものとする。</p> <p>2 3 4 (略)</p>	<p>1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第三十条の規定による原子炉の運転計画のうち、船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉(減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉压力容器の外部にあるものをいう。)であつて研究開発段階にあるもの(発電の用に供するものを除く。以下「原子炉」という。)に係るものは、原子炉ごとに、別記様式により作成するものとし、運転開始の予定の日の属する年度(毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。)以後毎年度、当該年度の四月一日を始期とする三年間の運転計画を当該年度の前年度の一月三十一日までに届け出るものとする。</p> <p>2 3 4 (略)</p>

○原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十一号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（筆記試験）</p> <p>第二条 筆記試験は、試験研究用等原子炉主任技術者又は発電用原子炉主任技術者の職務を行うために必要な専門的知識の有無を判定することを目的とする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（筆記試験）</p> <p>第二条 筆記試験は、原子炉主任技術者の職務を行うために必要な専門的知識の有無を判定することを目的とする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）（第七条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 廃棄施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第二項第二号の廃棄物埋設地及び廃棄物管理設備、第五十二条第二項第九号の廃棄施設並びに法第三条第二項第二号の製錬設備の附属施設、法第十三条第二項第二号の加工設備の附属施設、法第二十条第二項第五号の試験研究用等原子炉の附属施設（法第二十三条の二第一項の外国原子力船に係るものを含む。）、法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉の附属施設、法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵設備の附属施設及び法第四十四条第二項第二号の再処理設備の附属施設であつて放射性廃棄物を廃棄するものをいう。</p> <p>三 記録 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）第六条、核燃料物質の加工の事業に関する規</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 廃棄施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第二項第二号の廃棄物埋設地及び廃棄物管理設備、第五十二条第二項第九号の廃棄施設並びに法第三条第二項第二号の製錬設備の附属施設、法第十三条第二項第二号の加工設備の附属施設、法第二十条第二項第五号の原子炉の附属施設（法第二十三条の二第一項の外国原子力船に係るものを含む。）、法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵設備の附属施設及び法第四十四条第二項第二号の再処理設備の附属施設であつて放射性廃棄物を廃棄するものをいう。</p> <p>三 記録 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）第六条、核燃料物質の加工の事業に関する規</p>

則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第七条、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第六条、实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第六十五条、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）第十九条、研究開発段階に発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）第六十二条、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第二百十二号）第二十七条、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第八条、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第四十四条、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第十三条、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第二十六条、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十三年総理府令第八十四号）第二条の十一又は核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）第三条に規定する記録をいう。

則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第七条、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第六条、实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第七条、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）第十九条、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）第二十五条、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第二百十二号）第二十七条、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第八条、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第四十四条、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第十三条、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第二十六条、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十三年総理府令第八十四号）第二条の十一又は核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）第三条に規定する記録を

四 (略)

(保安のために必要な措置等)

第二条 法第五十八条第一項の規定により、同項に規定する原子力事業者等(以下この条、第五条の二及び第六条において単に「原子力事業者等」という。)は、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。以下同じ。)の外において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一・二 (略)

三 放射性廃棄物を輸入した製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は使用者(法第十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等、法第二十二條の九第一項に規定する旧加工事業者等、法第四十三條の三の三第一項に規定する旧試験研究用等原子炉設置者等、法第四十三條の三の三第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等、法第四十三條の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等、法第五十一条第一項に規定する旧再処理事業者等及び法第五十七條の七第一項に規定する

いう。

四 (略)

(保安のために必要な措置等)

第二条 法第五十八条第一項の規定により、同項に規定する原子力事業者等(以下この条、第五条の二及び第六条において単に「原子力事業者等」という。)は、製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。以下同じ。)の外において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一・二 (略)

三 放射性廃棄物を輸入した製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は使用者(法第十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等、法第二十二條の九第一項に規定する旧加工事業者等、法第四十三條の三の三第一項に規定する旧原子炉設置者等、法第四十三條の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等、法第五十一条第一項に規定する旧再処理事業者等及び法第五十七條の七第一項に規定する旧使用者等を含む。)が当該放射性廃棄物(次号イに規定する容器を含む。以下「輸入廃棄物」という。)を廃棄する場

2

(略)

四〇七

(略)

旧使用者等を含む。)が当該放射性廃棄物(次号イに規定する容器を含む。以下「輸入廃棄物」という。)を廃棄する場合には、次号から第六号までに掲げる保安のために必要な措置を講じて廃棄物管理設備(法第五十一条の二第二項第二号の廃棄物管理設備であつて核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)第三十二条第一号に規定する管理のためのものをいう。以下同じ。)に廃棄すること。

2

(略)

四〇七

(略)

合には、次号から第六号までに掲げる保安のために必要な措置を講じて廃棄物管理設備(法第五十一条の二第二項第二号の廃棄物管理設備であつて核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)第三十二条第一号に規定する管理のためのものをいう。以下同じ。)に廃棄すること。